

報道関係者 各位

令和4年12月16日
沖縄労働局職業安定部
部長 高崎 美奈子
課長 嶺井 律雄
(電話) 098(868)3701

令和4年「高年齢者雇用状況等報告」の集計結果

～65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は99.8% [0.3ポイント増加]～
～70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は26.3% [2.6ポイント増加]～

沖縄労働局（局長 西川 昌登）では、令和4年「高年齢者雇用状況等報告」（6月1日現在）の集計結果を取りまとめましたので、公表します。

I 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業の状況

① 高年齢者雇用確保措置の実施状況

- 65歳までの高年齢者雇用確保措置を実施済みの企業は2,937社（沖縄99.8%）[前年比0.3ポイント増加]
(全国99.9%)
- ・企業規模別には中小企業では99.8% [0.3ポイント増加] (99.9%)、大企業では100.0% [変動なし] (99.9%)
 - ・高年齢者雇用確保措置を「継続雇用制度の導入」により実施している企業は、全企業において69.9% [0.1ポイント減少] (70.6%)

② 65歳定年企業の状況

- 65歳定年企業は656社 (22.3%) [0.5ポイント増加] (22.2%)
- ・中小企業では22.8% [0.4ポイント増加] (22.8%)
 - ・大企業では10.9% [2.5ポイント増加] (15.3%)

II 66歳以上まで働く制度のある企業の状況

① 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

- 70歳までの高年齢者就業確保措置を実施済みの企業は773社 (26.3%) [2.6ポイント増加] (27.9%)
- ・中小企業では26.9% [2.6ポイント増加] (28.5%)
 - ・大企業では12.5% [1.0ポイント増加] (20.4%)

② 66歳以上まで働く制度のある企業の状況

- 66歳以上まで働く制度のある企業は1,122社 (38.1%) [2.9ポイント増加] (40.7%)
- ・中小企業では38.5% [2.9ポイント増加] (41.0%)
 - ・大企業では29.7% [3.7ポイント増加] (37.1%)

③ 70歳以上まで働く制度のある企業の状況

- 70歳以上まで働く制度のある企業は1,090社 (37.0%) [2.7ポイント増加] (39.1%)
- ・中小企業では37.4% [2.7ポイント増加] (39.4%)
 - ・大企業では28.1% [2.1ポイント増加] (35.1%)

④ 定年制廃止企業等の状況

- 定年制の廃止企業は153社 (5.2%) [0.7ポイント減少] (3.9%)
- ・中小企業では5.4% [0.8ポイント減少] (4.2%)
 - ・大企業では0.0% [0.8ポイント減少] (0.6%)

※この集計では、従業員21人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としている。

※ () は沖縄 □ は沖縄の前年比 ◇は全国平均

○ 高年齢者雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」）という。）第9条第1項で、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を、65歳まで講じるよう義務付けているもの。

○ 高年齢者就業確保措置

高齢法第10条の2で、企業に、70歳までを対象として、「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」という雇用による措置や「業務委託契約を締結する制度の導入」、「社会貢献事業に従事できる制度の導入」（高年齢者就業確保措置）という雇用以外の措置のいずれかの措置を講じるように努めることを義務付けているもの。

○ 「高年齢者雇用状況等報告」

高齢法第52条第1項に基づき、事業主が毎年6月1日現在の定年、継続雇用制度及び創業支援措置の状況その他、高年齢者の就業の機会の確保に関する状況について、厚生労働大臣あて報告するもの。

<集計対象>

■ 沖縄県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業2,944社

(報告書用紙送付事業所数3,253事業所)

中小企業（21～300人規模）：2,816社

大企業（301人以上規模）：128社

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 高年齢者雇用確保措置の状況（10ページ表1）

高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」^{注1}という。）を実施済みの企業は、報告した企業全体で2,937社（99.8%）[0.3ポイント増加]（99.9%）で、中小企業では99.8%[0.3ポイント増加]（99.9%）、大企業では100.0%^{注2} [変動なし]（99.9%）であった。

注1 雇用確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

- ①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入※

※ 継続雇用制度とは、現に雇用している高年齢者が希望するときは、当該高年齢者をその定年後も引き続いで雇用する制度をいう。なお、平成24年度の法改正により、平成25年度以降、制度の適用者は原則として「希望者全員」となった。なお、平成24年度までに労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた場合、令和7年3月31日までは基準を適用可能。ただし、基準を適用できる年齢について、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上となるよう、段階的に引き上げる必要がある（経過措置）。

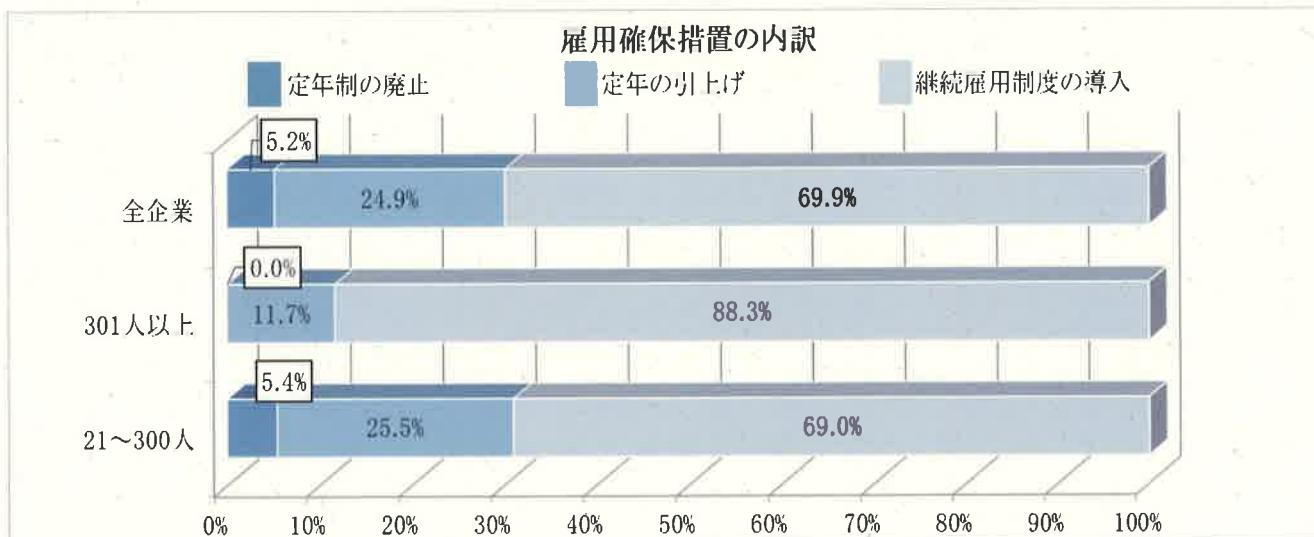
注2 本集計に係る留意点

本集計は原則小数点第2位以下を四捨五入しているが、それにより0%または100%となる数値については、小数点第2位以下を切り上げもしくは切り捨てとしている数値がある。

(2) 雇用確保措置を実施済みの企業の内訳（11ページ表3-1）

雇用確保措置を実施済みと報告した全企業について、雇用確保措置の措置内容別に見ると、定年制度の見直し（下記①、②）よりも、継続雇用制度の導入（下記③）を行うことで雇用確保措置を講じている企業が多かった。

- ① 定年制の廃止は153社（5.2%）[0.7ポイント減少]（3.9%）
- ② 定年の引上げは732社（24.9%）[0.9ポイント増加]（25.5%）
- ③ 継続雇用制度の導入は2,052社（69.9%）[0.1ポイント減少]（70.6%）

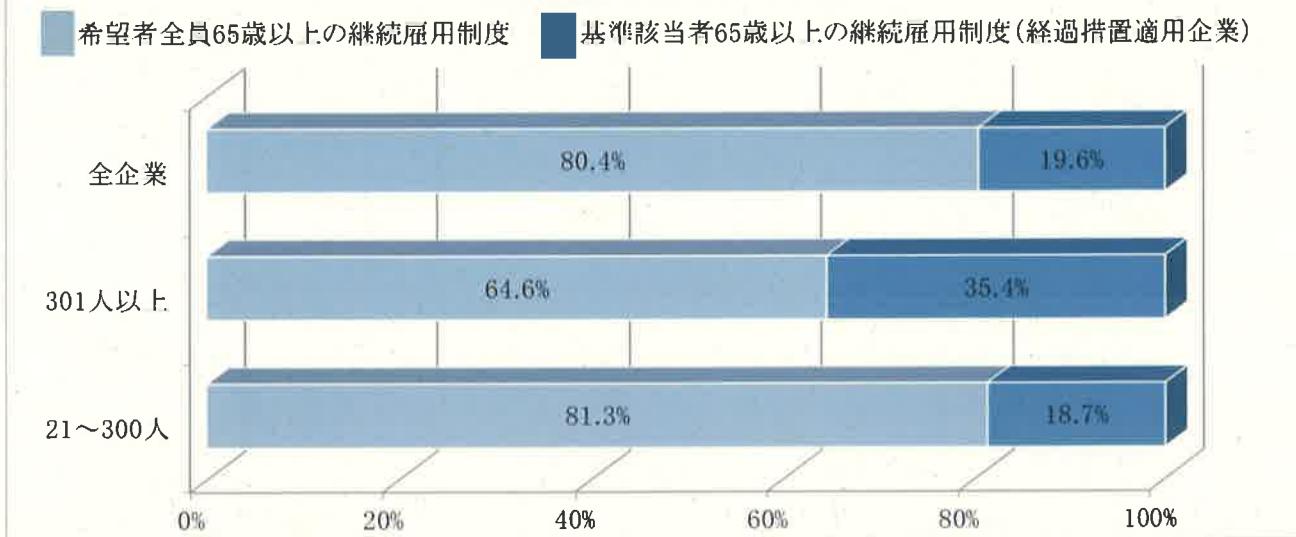


(3) 65歳以上の継続雇用制度のある企業の状況 (11ページ表3-2)

65歳以上の「継続雇用制度の導入」を行うことで雇用確保措置を講じている企業(2,052社)を対象に、継続雇用制度の内容を見ると、希望者全員を対象とする制度を導入している企業は80.4% [1.9ポイント増加] (83.0%)であった。

一方、高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業（経過措置適用企業）の割合は、報告した全企業では19.6% [1.9ポイント減少] (17.0%)であったが、大企業に限ると35.4% [0.4ポイント増加] (35.0%)であった。

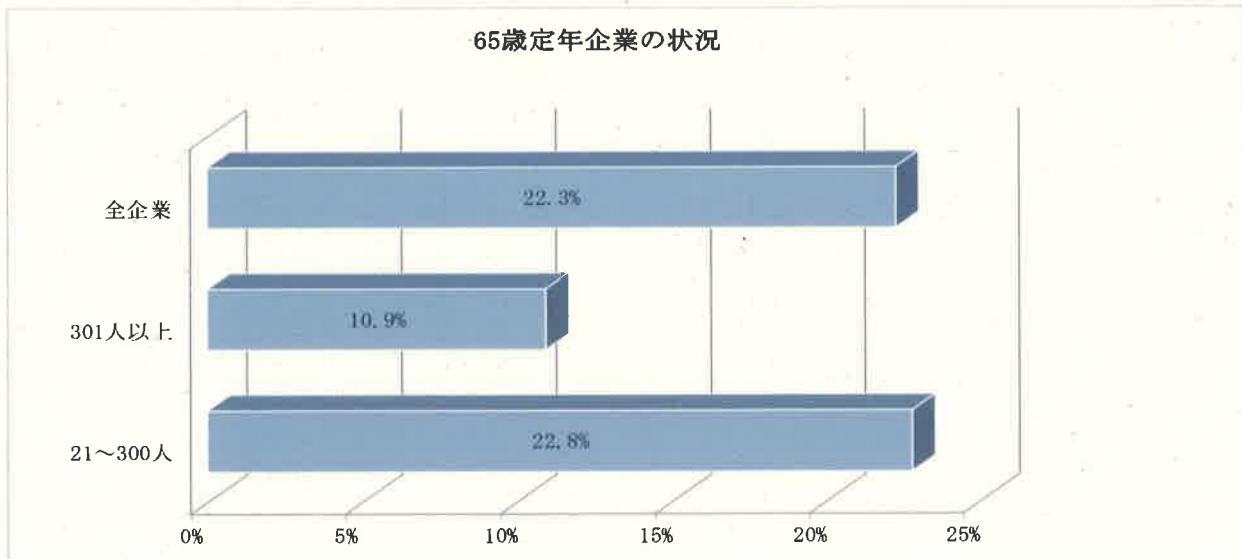
継続雇用制度の内訳



2 65歳定年企業の状況 (12ページ表4)

報告した全企業のうち、定年を65歳とする企業は656社 (22.3%) [0.5ポイント増加] (22.2%) で、中小企業では22.8% [0.4ポイント増加] (22.8%)、大企業では10.9% [2.5ポイント増加] (15.3%) であった。

65歳定年企業の状況



3 70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況（13ページ表5-1）

（1）70歳までの高年齢者就業確保措置の実施状況

報告した全企業において、70歳までの高年齢者就業確保措置（以下「就業確保措置」^{注3}といふ。）を実施済みの企業は773社（26.3%）[2.6ポイント増加]〈27.9%〉で、中小企業では26.9%[2.6ポイント増加]〈28.5%〉、大企業では12.5%[1.0ポイント増加]〈20.4%〉であった。

注3 就業確保措置

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づき、定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主または65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く）を導入している事業主は、その雇用する高年齢者について、次に掲げるいずれかの措置を講ずることにより、65歳から70歳までの就業を確保するよう努めなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入、④継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤継続的に社会貢献事業に従事できる制度の導入（事業主が自ら実施する社会貢献事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

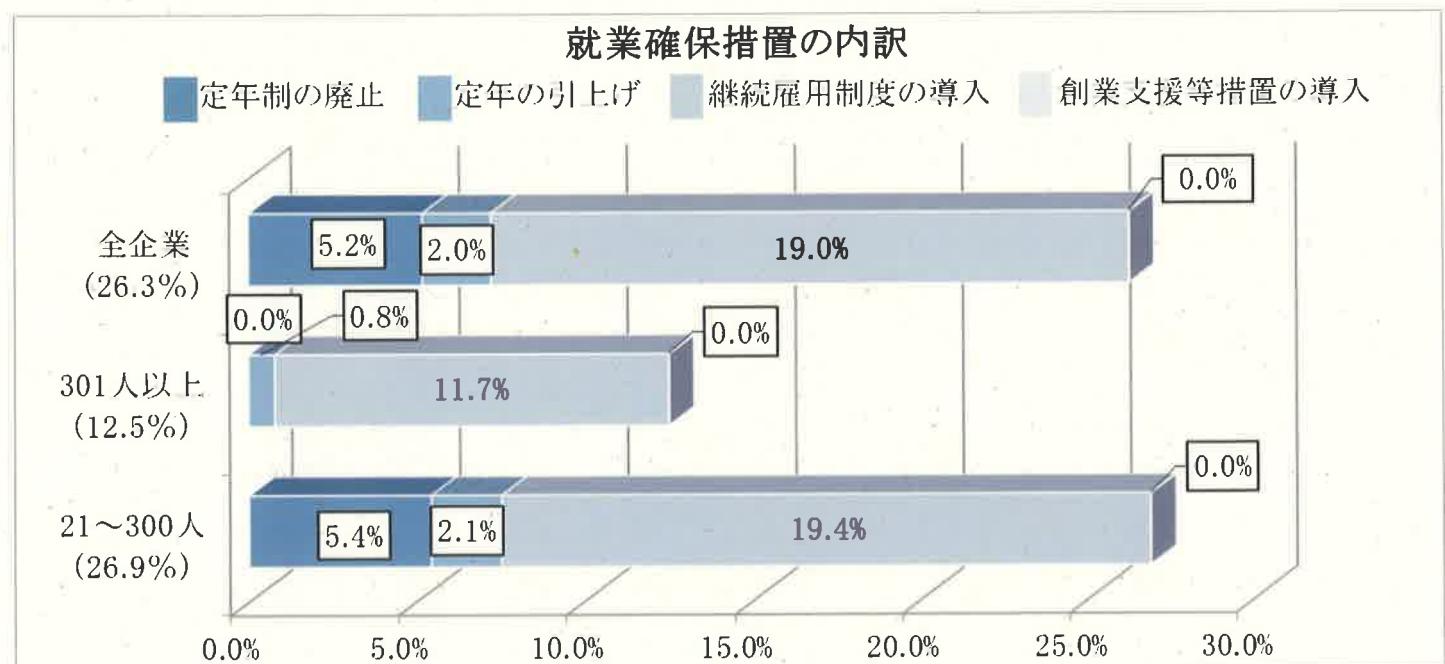
（2）70歳までの就業確保措置を実施済みの企業の内訳

報告した全企業について、就業確保措置の措置内容別に見ると、継続雇用制度の導入（下記③）を行うことで就業確保措置を講じている企業が最も多かった。

- ① 定年制の廃止は153社（5.2%）[0.7ポイント減少]〈3.9%〉
- ② 定年の引上げは60社（2.0%）[0.4ポイント増加]〈2.1%〉
- ③ 継続雇用制度の導入は560社（19.0%）[2.8ポイント増加]〈21.8%〉
- ④ 創業支援等措置^{注4}の導入は0社（0.0%）[変動なし]〈0.1%〉

注4 創業支援等措置

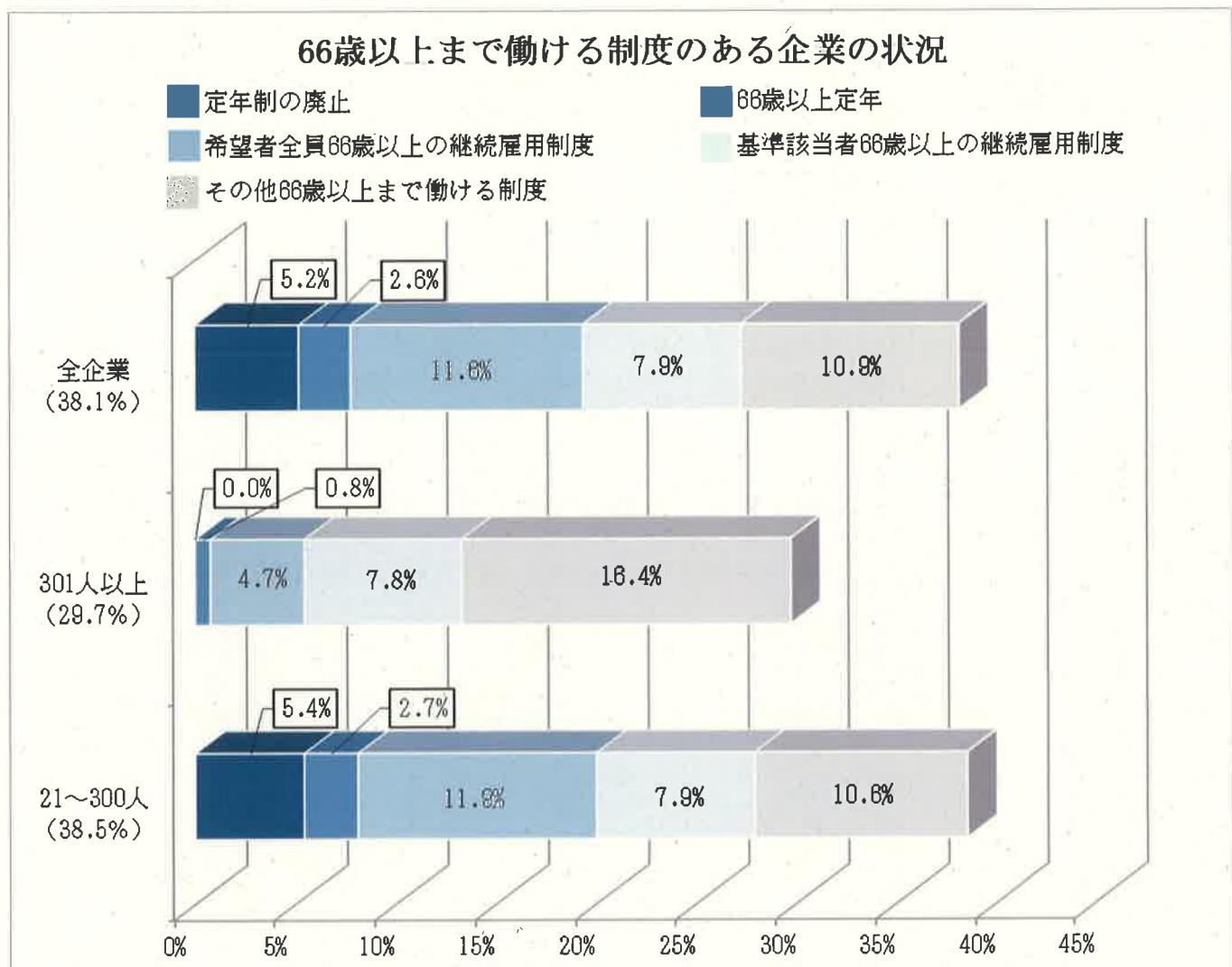
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第10条の2に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度及び70歳まで継続的に社会貢献事業（事業主が自ら実施する事業または事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う事業）に従事できる制度の導入。



4 66歳以上まで働く制度のある企業の状況

(1) 66歳以上まで働く制度のある企業の状況 (14ページ表6)

報告した全企業において、66歳以上まで働く制度のある企業は1,122社 (38.1%) [2.9ポイント増加] <40.7%> で、中小企業では38.5% [2.9ポイント増加] <41.0%>、大企業では29.7% [3.7ポイント増加] <37.1%> であった。



※ 66歳以上定年制度と66歳以上の継続雇用制度の両方の制度を持つ企業は、「66歳以上定年」のみに計上している。

※ 「その他66歳以上まで働く制度」とは、業務委託等その他企業の実情に応じて何らかの仕組みで66歳以上まで働くことができる制度を導入している場合を指す。

(2) 70歳以上まで働く制度のある企業の状況 (14ページ表7)

報告した全企業において、70歳以上まで働く制度のある企業は1,090社 (37.0%) [2.7ポイント増加] <39.1%> で、中小企業では37.4% [2.7ポイント増加] <39.4%>、大企業では28.1% [2.1ポイント増加] <35.1%> であった。

(3) 定年制の廃止および66歳以上定年企業の状況 (12ページ表4)

報告した全企業において、定年制を廃止している企業は153社 (5.2%) [0.7ポイント減]

少] <3.9%>、定年を66～69歳とする企業は16社 (0.5%) [変動なし] <1.1%>、定年を70歳以上とする企業は60社 (2.0%) [0.4ポイント増加] <2.1%> で、これを企業規模別に見ると、次のとおりであった。

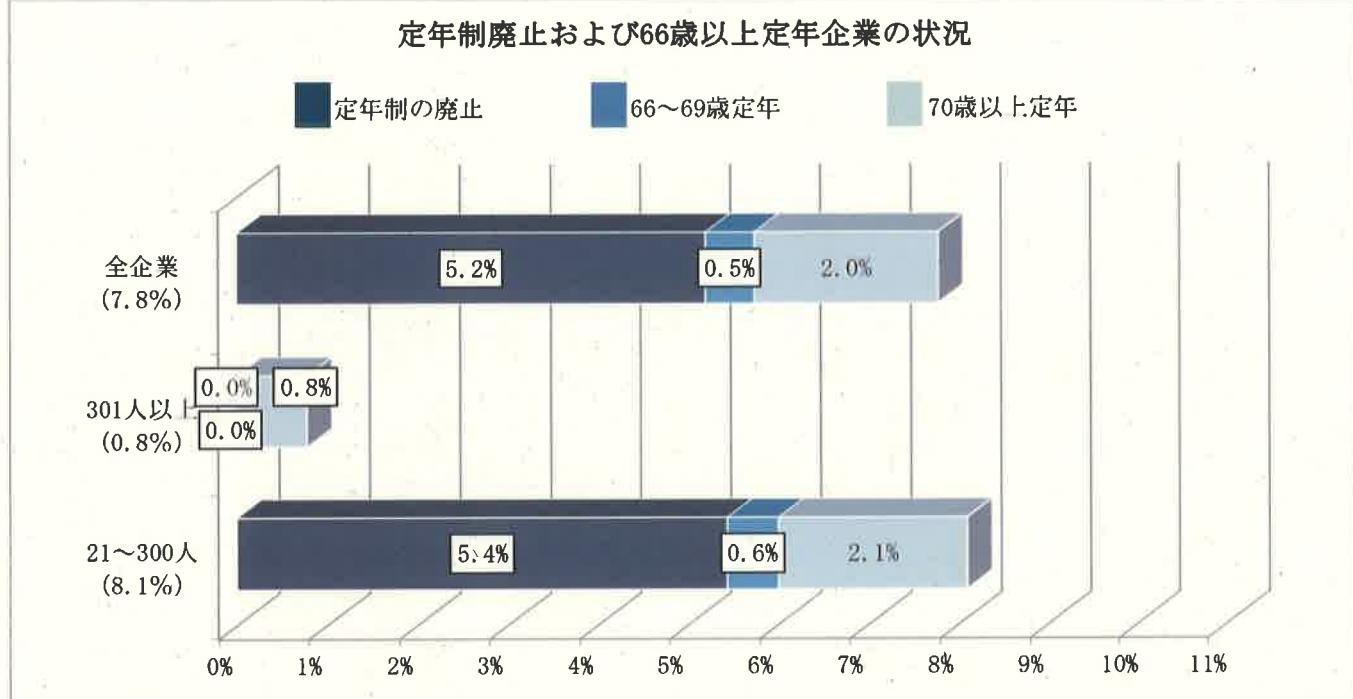
① 中小企業

- ・ 定年制を廃止している企業は5.4% [0.8ポイント減少] <4.2%>
- ・ 定年を66～69歳とする企業は0.6% [0.1ポイント増加] <1.2%>
- ・ 定年を70歳以上とする企業は2.1% [0.4ポイント増加] <2.2%>

② 大企業

- ・ 定年制を廃止している企業は0.0% [0.8ポイント減少] <0.6%>
- ・ 定年を66～69歳とする企業は0.0% [0.8ポイント減少] <0.2%>
- ・ 定年を70歳以上とする企業は0.8% [変動なし] <0.6%>

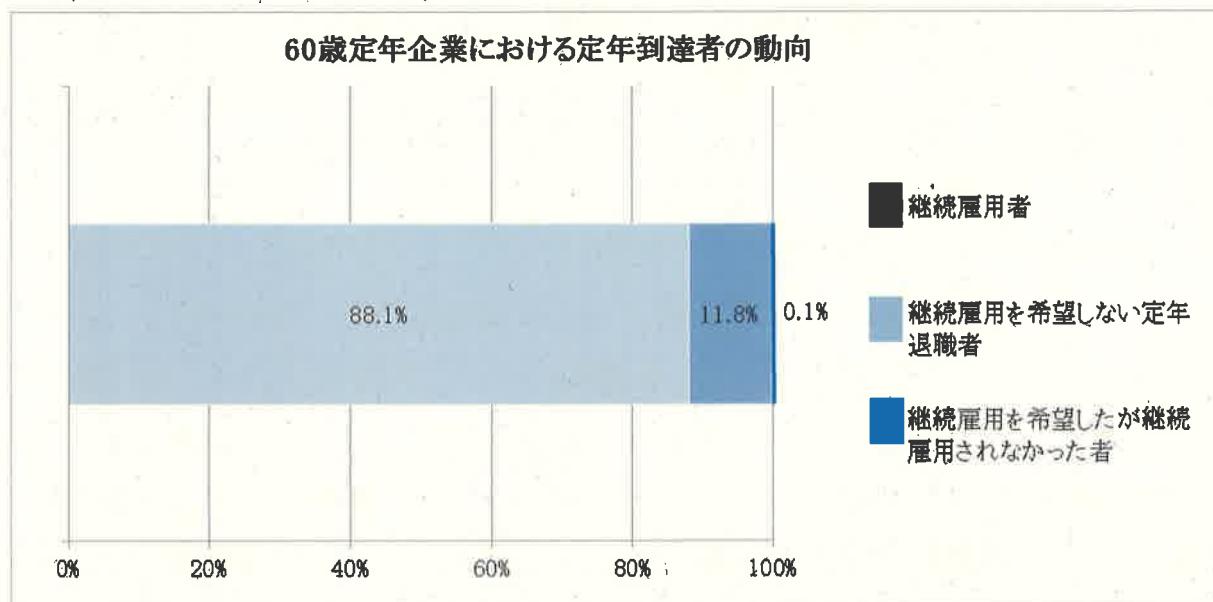
定年制廃止および66歳以上定年企業の状況



5 60歳定年到達者の動向

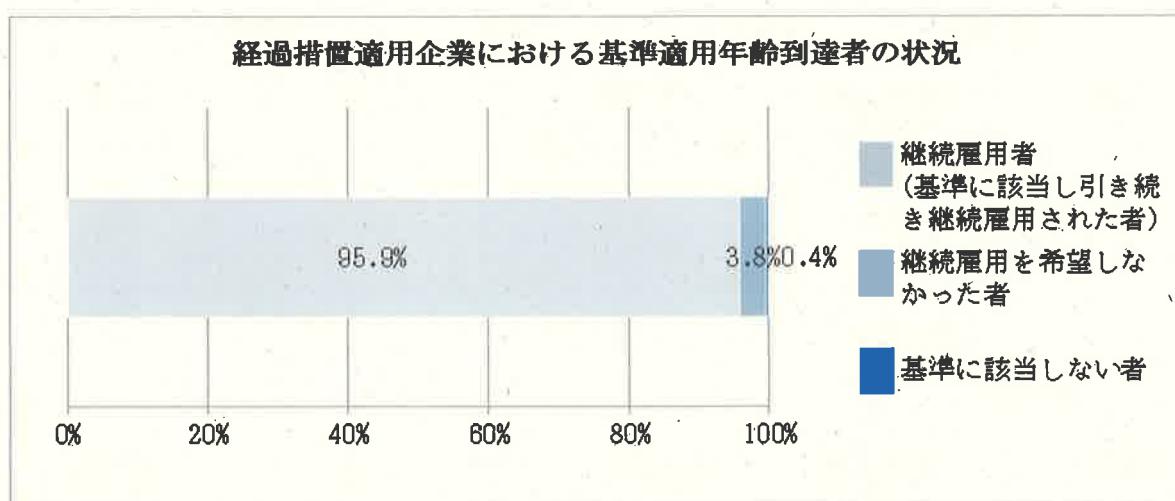
(1) 60歳定年企業における定年到達者の動向（15ページ表8-1）

60歳定年企業において、過去1年間（令和3年6月1日から令和4年5月31日）に定年に到達した者は、2,929人であった。このうち、継続雇用された者は88.1% [0.7ポイント減少] <87.1%>（うち子会社等・関連会社等での継続雇用者は1.2% [0.4ポイント増加]）<2.7%>、継続雇用を希望しない定年退職者は11.8% [0.8ポイント増加] <12.7%>、継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者は0.1%^{注2} [0.1ポイント減少] <0.2%> であった。



(2) 継続雇用の対象者を限定する基準に係る経過措置の適用状況（15ページ表8-2）

経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、過去1年間（令和3年6月1日から令和4年5月31日）に、基準を適用できる年齢（令和4年4月1日から令和7年3月31日までは64歳）に到達した者は、558人であった。このうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は95.9% [1.3ポイント増加] <91.2%>、継続雇用の更新を希望しなかった者は3.8% [1.6ポイント減少] <7.2%>、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は0.4% [0.4ポイント増加] <1.6%> であった。



6 高年齢常用労働者の状況 (16 ページ表 9)

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

報告した全企業における常用労働者数(270,108人)のうち、60歳以上の常用労働者数は45,029人で16.7% [1.1ポイント増加] (13.5%)を占めている。年齢階級別に見ると、60~64歳が21,819人、65~69歳が14,194人、70歳以上が9,016人であった。

(2) 高年齢労働者の推移 (31人以上規模企業)

31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は41,069人で、平成21年と比較すると、28,750人増加している。

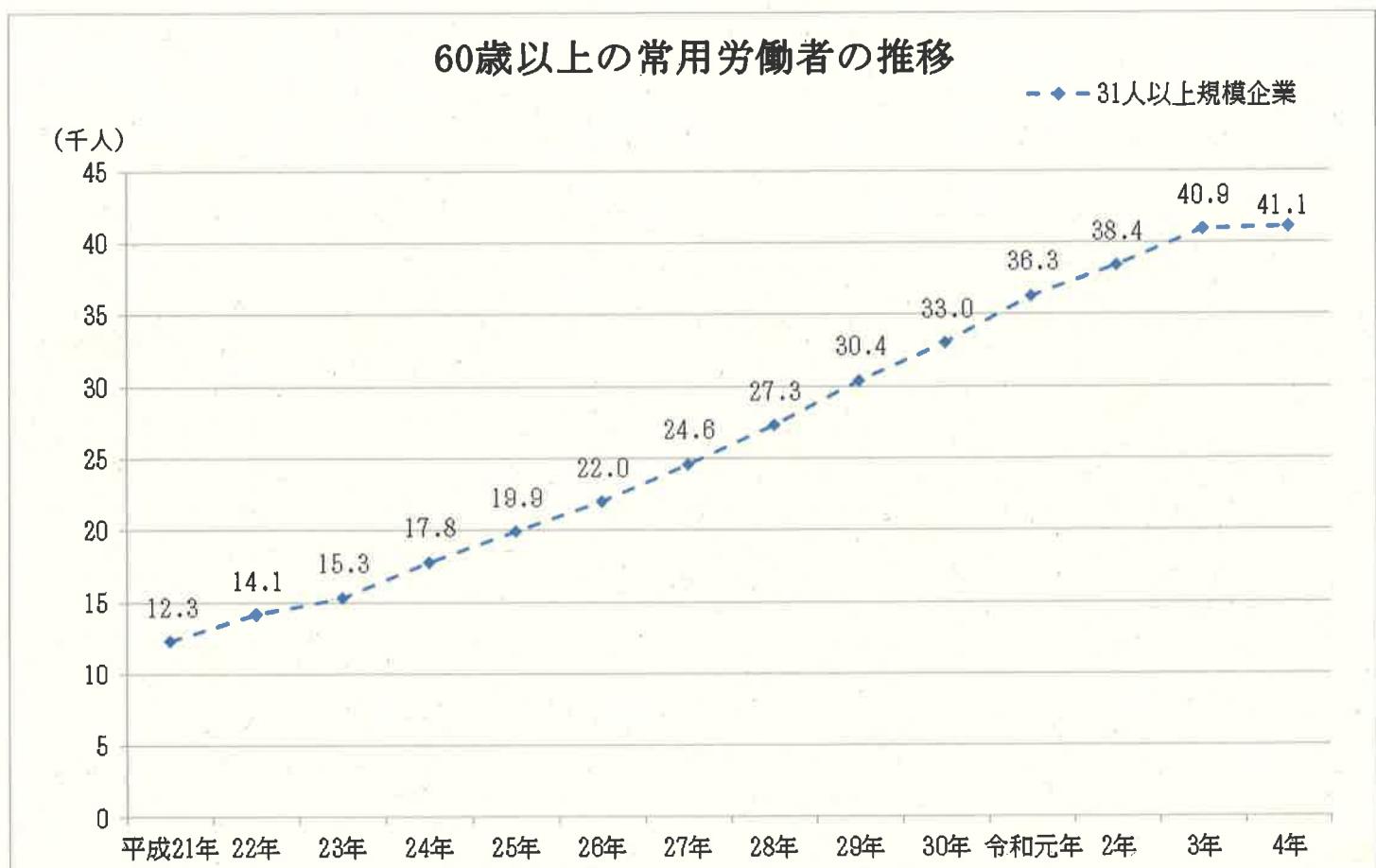


表4 定年制の廃止および65歳以上定年企業の状況

(社、%)

	① 定年制の廃止	②65歳以上定年			合計 (①+②)	報告した全ての企業
		65歳	66～69歳	70歳以上		
21人以上 総計	153 (175)	656 (644)	16 (16)	60 (48)	885 (883)	2,944 (2,959)
	5.2% (5.9%)	22.3% (21.8%)	0.5% (0.5%)	2.0% (1.6%)	30.1% (29.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	86 (88)	431 (415)	12 (10)	40 (28)	569 (541)	2,068 (2,079)
	4.2% (4.2%)	20.8% (20.0%)	0.6% (0.5%)	1.9% (1.3%)	27.5% (26.0%)	100.0% (100.0%)
21～300人	153 (174)	642 (633)	16 (15)	59 (47)	870 (869)	2,816 (2,828)
	5.4% (6.2%)	22.8% (22.4%)	0.6% (0.5%)	2.1% (1.7%)	30.9% (30.7%)	100.0% (100.0%)
21～30人	67 (87)	225 (229)	4 (6)	20 (20)	316 (342)	876 (880)
	7.6% (9.9%)	25.7% (26.0%)	0.5% (0.7%)	2.3% (2.3%)	36.1% (38.9%)	100.0% (100.0%)
31～300人	86 (87)	417 (404)	12 (9)	39 (27)	554 (527)	1,940 (1,948)
	4.4% (4.5%)	21.5% (20.7%)	0.6% (0.5%)	2.0% (1.4%)	28.6% (27.1%)	100.0% (100.0%)
301人以上	0 (1)	14 (11)	0 (1)	1 (1)	15 (14)	128 (131)
	0.0% (0.8%)	10.9% (8.4%)	0.0% (0.8%)	0.8% (0.8%)	11.7% (10.7%)	100.0% (100.0%)

※()内は、令和3年6月1日現在の数値。

※「②65歳以上定年」は、表3-1の「②定年の引上げ」に対応している。

※「報告した全ての企業」は、表1の「合計」に対応している。

表8-1 60歳定年企業における定年到達者等の状況

企業数 (社)	定年到達者総数 (人)	定年退職者数 (継続雇用を希望しない者)		継続雇用者数		定年退職者数 (継続雇用を希望したが継続雇用されなかつた者)		継続雇用の 終了による 離職者数 (人)
		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数	(継続雇用を希望したが継続雇用されなかつた者)	うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数	(継続雇用を希望したが継続雇用されなかつた者)	うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数	(継続雇用を希望したが継続雇用されなかつた者)	
60歳定年企業で 定年到達者がいる企業等	987	2,929	349 11.8% (11.0%)	2,579 88.1% (88.8%)	34 1.2% (0.8%)	1 0.1% (0.2%)	291	
うち女性	553	1,462	154 10.5% (11.4%)	1,307 89.4% (88.4%)	12 0.8% (0.7%)	1 0.1% (0.2%)	106	

* 本集計は、過去1年間(令和3年6月1日から令和4年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者及び継続雇用制度における上限年齢に到達したことによる離職者の数について集計している。
 ** ()内は、令和3年6月1日現在の数値。

表8-2 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況

企業数 (社)	基準を適用できる 年齢に到達した者 の総数 (人)	継続雇用終了者数 (継続雇用の更新を希望しない 者)		継続雇用者数 (基準に該当し引き継続雇用された者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)		継続雇用終了者数 (基準に該当しない者)
		うち子会社等・関連会社等での 継続雇用終了者数	(基準に該当しない者)	うち子会社等・関連会社等での 継続雇用者数	(基準に該当しない者)	うち子会社等・関連会社等での 継続雇用終了者数	(基準に該当しない者)	
経過措置適用企業で基準適用 年齢到達者(64歳)がいる企業	135	558	21 3.8% (5.4%)	535 95.9% (94.6%)	2 0.4% (0.0%)			
うち女性	75	232	10 4.3% (5.5%)	222 95.7% (94.5%)	0 0.0% (0.0%)			

* 本集計は、令和3年6月1日から令和4年5月31日に経過措置適用企業において基準適用年齢に到達した者について集計している。
 ** ()内は、令和3年6月1日現在の数値(経過措置の基準適用年齢は63歳)。

表9 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計	60歳以上合計		65歳以上	うち70歳以上
			60～64歳	65歳以上		
規3 模1 人企業以上	平成21年	180,070人	(100.0)	12,319人	(100.0)	7,531人
	平成22年	187,177人	(103.9)	14,068人	(114.2)	9,237人
	平成23年	188,331人	(104.6)	15,264人	(123.9)	10,856人
	平成24年	200,904人	(111.6)	17,793人	(144.4)	12,750人
	平成25年	209,449人	(116.3)	19,870人	(161.3)	13,732人
	平成26年	217,123人	(120.6)	22,031人	(178.8)	14,924人
	平成27年	222,802人	(123.7)	24,605人	(199.7)	15,898人
	平成28年	229,652人	(127.5)	27,282人	(221.5)	16,832人
	平成29年	239,574人	(133.0)	30,401人	(246.8)	17,820人
	平成30年	244,663人	(135.9)	33,004人	(267.9)	18,206人
	令和元年	252,485人	(140.2)	36,344人	(295.0)	19,140人
	令和2年	256,108人	(142.2)	38,408人	(311.8)	19,511人
	令和3年	264,133人	(146.7)	40,874人	(331.8)	20,278人
	令和4年	247,909人	(137.7)	41,069人	(333.4)	19,914人
21人以上 規模企業	令和3年	286,444人	(100.0)	44,669人	(100.0)	22,091人
	令和4年	270,108人	(94.3)	45,029人	(100.8)	21,819人

※「31人以上規模企業」の()は、平成21年を100とした場合の比率(「うち70歳以上」)は平成25年を100とした場合の比率。

※「21人以上規模企業」の()は、令和3年を100とした場合の比率。

